

同志社大学

2010年度 個人研究費研究経過・成果報告書

2011年 3月 13日提出

所 属	職 名	氏 名
神学部	教授	四戸 潤弥
研 究 題 目	イスラーム受容の多様性とイスラーム文化の内在的関係と多面的理解	
研 究 成 果 の 概 要	<p>「日本におけるイスラーム受容」を研究テーマとしているが、本年度は二つの側面から、それを明らかにした。一つは、イスラーム金融の理解について、もう一つはイスラームの伝来についてである。</p> <p>イスラーム金融の理解の成果は以下の通りである。</p> <p>現代イスラーム金融の原型は1970年代半ば頃から始まった無利子銀行論であった。それが具体化されるためには、その時点から10年弱を要した。だが、現在、無利子銀行は制度上存在しても、その実態は投資ファンドと同じ事業内容である。つまり銀行発生の主要な原因であった為替サービスとか、あるいは近代産業国家における銀行の主要な役割であった殖産産興業への寄与などはイスラーム無利子銀行へは期待されなくなってしまい、投資活動が中心となっている。イスラーム無利子銀行設立がアラブ・イスラーム諸国の殖産産興業による富国であったが、それが可能なのは欧米、アジアなどの農業国であった。アラブ・イスラーム社会は交易社会であったため、無利子銀行運営法は、交易社会の法に基づくものであった。つまり投資法である。したがって80年代半ばに本格化した無利子銀行は投資銀行として発展した。このため、イスラーム無利子銀行の名称は、イスラーム金融、あるいは投資金融として発展することになった。それが現代のイスラーム金融である。</p> <p>本稿の独自性は、イスラーム世界の論理を歴史的事実に基づいて上記の事情を検証したことである。</p> <p>本稿は、拓殖大学イスラーム研究所2010年度紀要論文「イスラーム無利子銀行の三十年」にまとめた。</p> <p>もう一つの成果は、日本におけるイスラーム受容を外来宗教の受容としての仏教伝来、そしてキリスト教伝来の歴史的系譜の中に位置づけ、イスラーム伝来時期を宗教団体が成立した1930年代との確定を試みた論文である。</p> <p>本稿の独自性は、以下の点を指摘したことである。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 現代日本においてイスラーム団体は宗教法人として認可されている。2. その契機は1939年の宗教団体の法である。同時に、これが成立した1930年代には、日本が満州国のイスラーム教徒を日本臣民として取り込むために検討がなされている。3. 日本におけるイスラーム信仰の自由の保障は、アジア、中近東、アフリカ諸国における日本の国際的地位を高めることであった。4. 秀吉と徳川幕府によるキリスト教禁令政策で、日本は欧米諸国に対する自国の地位を確保	

できず、治外法権に苦しんだ。イスラームの信仰を保障してキリスト教禁令で国益を失ったような二の舞はしないことを、当時、日本でイスラーム受容を検討した林銑十郎元首相が会長であった日本回教協会の委託研究『日本精神と回教』の資料によって裏付けた。

日本のイスラーム受容の具体的は、イスラーム教徒人口が少数である社会におけるイスラームを受容の発展度合の一般モデルとして発展できることを示した。

つまり、1 社会的受容の確認、2. 非信徒の教養の糧となるレベルまで高まった宗教文化への貢献、3. 現世の宗教実践のためには、イスラームの原型となる産業構造（交易型社会）と、受け入れ社会の産業構造の違いを理解した法学（世事の行動指針）の発達に三つの視点によって判断、あるいは予想できることを明らかにした。